

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和5年第4回定例会提出予定議案の説明

- (5) 議案第120号 川崎市消費生活センター条例及び川崎市保健所条例の一部を改正する条例の制定について(健康福祉局に関する部分)

資料1 議案第120号 川崎市消費生活センター条例及び川崎市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和5年8月30日

健康福祉局

議案第 1 2 0 号 川崎市消費生活センター条例及び川崎市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例の主な改正内容

(1) 川崎市保健所の本庁舎への移転

幸区堀川町 5 8 0 番地 → 川崎区宮本町 1 番地

2 施行期日

規則で定める日から施行

川崎市保健所条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市保健所条例 昭和23年10月1日条例第46号			○川崎市保健所条例 昭和23年10月1日条例第46号		
第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
川崎市保健所	川崎市川崎区宮本町1番地	川崎市全域	川崎市保健所	川崎市幸区堀川町580番地	川崎市全域
2 川崎市保健所に支所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			2 川崎市保健所に支所を設置し、その名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
川崎市保健所川崎支所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域	川崎市保健所川崎支所	川崎市川崎区東田町8番地	川崎市川崎区役所の所管区域
川崎市保健所幸支所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	川崎市幸区役所の所管区域	川崎市保健所幸支所	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1	川崎市幸区役所の所管区域
川崎市保健所中原支所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管区域	川崎市保健所中原支所	川崎市中原区小杉町3丁目245番地	川崎市中原区役所の所管区域
川崎市保健所高津支所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管区域	川崎市保健所高津支所	川崎市高津区下作延2丁目8番1号	川崎市高津区役所の所管区域
川崎市保健所宮前支所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管区域	川崎市保健所宮前支所	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	川崎市宮前区役所の所管区域
川崎市保健所多摩支所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管区域	川崎市保健所多摩支所	川崎市多摩区登戸1,775番地1	川崎市多摩区役所の所管区域
川崎市保健所麻生支所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管区域	川崎市保健所麻生支所	川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号	川崎市麻生区役所の所管区域